

## 会員行における貸付条件の変更等の措置状況について

平成23年12月20日

社団法人 第二地方銀行協会は、当協会加盟会員行（42行）における「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）に基づく、貸付条件の変更等の措置状況（中小企業金融円滑化法が施行された平成21年12月4日から平成23年9月末までの実績）を別添のとおり取りまとめました。

会員各行は、引続き、お客様の実情を踏まえ地域金融の円滑化に努めて参る所存です。

### 【本件に関するお問合せ先】

企画部：中嶋、<sup>かげ</sup>鹿毛

TEL 03-3262-2509

## 会員行における貸付条件の変更等の措置状況

(23.12.20)

## 1. 中小企業者

(単位:件、百万円)

	平成22年3月末(累計)		平成22年6月末(累計)		平成22年9月末(累計)		平成22年12月末(累計)		平成23年3月末(累計)		平成23年6月末(累計)		平成23年9月末(累計)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更等の申込み	55,998	1,313,431	92,798	2,226,887	128,906	3,131,062	166,326	4,001,411	207,330	4,997,114	246,209	5,962,146	281,995	6,899,210
実行	41,330	995,741	75,374	1,862,599	111,741	2,751,636	145,919	3,567,824	184,299	4,518,924	220,550	5,433,865	256,347	6,368,269
謝絶	885	21,979	2,681	58,269	3,986	85,497	4,990	109,569	5,934	126,440	6,990	149,895	8,068	171,789
審査中	11,548	253,574	10,552	224,878	7,740	190,560	8,810	199,769	9,377	209,630	9,714	215,617	7,518	179,102
取下げ	2,235	42,071	4,191	81,071	5,439	103,296	6,607	124,182	7,720	142,049	8,955	162,706	10,062	179,990
うち信用保証協会等による保証 つきの貸付債権の実行	23,783	280,409	42,919	503,178	63,740	754,224	83,471	994,919	106,322	1,283,002	127,129	1,534,501	147,120	1,784,100
うち信用保証協会等による保証 つきの貸付債権の謝絶	470	5,328	1,334	14,009	2,017	21,862	2,520	27,623	3,043	33,297	3,627	40,340	4,164	46,728

## 2. 住宅ローン

(単位:件、百万円)

	平成22年3月末(累計)		平成22年6月末(累計)		平成22年9月末(累計)		平成22年12月末(累計)		平成23年3月末(累計)		平成23年6月末(累計)		平成23年9月末(累計)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更等の申込み	7,631	108,685	11,496	164,431	14,862	213,239	17,515	251,763	20,868	300,919	23,920	346,849	26,354	383,085
実行	3,185	45,604	6,477	93,487	9,438	136,508	11,688	168,997	14,031	203,332	16,287	237,609	18,565	271,705
謝絶	307	4,010	1,130	15,800	1,548	22,013	1,854	26,362	2,117	30,104	2,395	34,428	2,660	38,452
審査中	3,069	43,805	1,930	27,804	1,448	20,972	1,220	18,062	1,657	24,289	1,656	24,304	1,116	16,433
取下げ	1,070	15,204	1,959	27,276	2,428	33,689	2,753	38,282	3,063	43,132	3,582	50,448	4,013	56,438

(注) 1. 上記の計数(債権ベース)は、会員行(42行)が中小企業金融円滑化法に基づき公表した同法の施行日(平成21年12月4日)からの累積実績の集計値です(「審査中」の計数は期末における件数・金額です)。

2. 「貸付条件の変更等」とは、元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え等であって、お客様の経営再建または支援の目的で行うものです。

3. 「謝絶」には、銀行において審査を継続しているものであっても、お客様の書類提出の準備などにより申込みの日から3か月を経過したものも、法令上含まれます。こうした3か月を経過した案件が、その後実行された場合には、改めて「申込み」と「実行」に計上されます。

4. 「信用保証協会等」とは、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、奄美群島振興開発基金、農林漁業信用基金をいいます。

5. 合計と内訳は、各行が単位未満切捨てで公表している計数の集計値であるため一致しません。

6. 東日本大震災により、開示・報告を行うための必要書類が滅失した会員行があるため、本統計では可能な範囲で計上しております。

以上